

再

昭和五年四月

保健衛生調査會第十四回報告書

○東京市立保健衛生院(二二頁)
 ○東京市立保健衛生院(二二頁)
 ○東京市立保健衛生院(二二頁)
 ○東京市立保健衛生院(二二頁)



P-A
14
17

東京市立保健衛生院

国立公衆衛生院附属図書館



00018288

保健衛生調査會

例言

本篇ハ昭和四年四月ヨリ昭和五年三月ニ至ル本會議
事ノ概要ニツキ輯録シタルモノナリ

昭和五年四月

保健衛生調査會

国立公衆衛生院附属図書館	
受入先	松浦十四郎先生寄贈
受入日	'98. 3. 10
登録番号	72663
所在	
Library, National Institute of Public Health	

保健衛生調査會

保健衛生調査會第十四回報告書

目次

第一章 職 員	一頁
第二章 特別委員	五
第三章 議 事	七
第一節 會議ノ回数	七
第二節 議案ノ件數	八
第三節 總會議事大要	八
第四節 特別委員會議事大要	三〇
一、都市衛生狀態改善ニ關スル特別委員會	三〇
二、衛生思想普及ニ關スル特別委員會	四七

第一章 職員

(昭和五年三月三十一日現在)

會	幹	幹	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
長	事	事	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
安達謙藏	伊藤武彦	大島辰次郎	磐瀬雄一	永井潜	高野岩三郎	瀨川昌世	三宅鑛一	林春雄	柳澤保惠	齋藤隆夫	大野綠二郎	富士川游

伯爵

十一番
十二番
十三番
十四番
十五番
十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番

宮川米次
次田大三郎
光田健輔
富田愛次郎
内野仙一
岡村龍彦
北島多一
栗本庸勝
佐伯矩
一宮房治郎
唐澤光德

二

二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番
三十三番
三十四番
三十五番
三十六番
三十七番
三十八番
三十九番
四十番

矢作榮藏
西崎弘太郎
三宅秀
宮入慶之助
潮惠之輔
赤木朝治
横手千代之助
北豐吉
栗津清亮
宮島幹之助
龜田豐治朗
古瀬安俊

三

備考

望月圭介ハ昭和四年七月二日依願内務大臣ヲ免ゼラレ會長ヲ退ク
 安達謙藏ハ昭和四年七月二日内務大臣ニ任ゼラレ會長トナル
 秋田清ハ昭和四年七月二日依願内務政務次官ヲ免ゼラレ委員ヲ退ク
 齋藤隆夫ハ昭和四年七月五日内務政務次官ニ任ゼラレ同年八月十五日委員被仰付
 加藤久米四郎ハ昭和四年七月二日依願内務參與官ヲ免ゼラレ委員ヲ退ク
 内ヶ作三郎ハ昭和四年七月五日内務參與官ニ任ゼラレ同年八月十五日委員被仰付、昭和五年三月十一日依願内務參與官ヲ免ゼラレ委員ヲ退ク
 佐上信一ハ昭和四年七月五日京都府知事ニ任ゼラレ委員ヲ退ク
 次田大三郎ハ昭和四年七月五日内務省地方局長ニ任ゼラレ同年九月二十五日委員被仰付
 山田準次郎ハ昭和四年九月十日依願内務省衛生局長ヲ免ゼラレ委員ヲ退ク
 赤木朝治ハ昭和四年九月十日内務省衛生局長ニ任ゼラレ同月二十五日委員被仰付
 湯澤三千男ハ昭和四年十月九日宮城縣知事ニ任ゼラレ委員ヲ退ク
 富田愛次郎ハ昭和四年十月九日社會局部長ニ任ゼラレ同月三十一日委員被仰付
 委員石津利作ハ昭和四年六月十三日卒去

一宮房治郎ハ昭和五年三月十一日内務參與官ニ任ゼラレ同月二十五日委員被仰付
 大達茂雄ハ昭和四年十二月二十三日幹事ヲ免ゼラル
 大島辰次郎ハ昭和四年十二月二十三日幹事被仰付

第二章 特別委員

(昭和五年三月三十一日現在)

一、衛生思想普及ニ關スル件

特別委員長 委員

三宅秀
 磐瀬雄一
 永井潜
 林春雄
 宮川米次
 内野仙一
 北島多一
 佐伯矩

一、都市衛生狀態改善ニ關スル件

特別委員長
委員

伯爵

唐澤光徳
横手千代之助
宮島幹之助

柳澤保惠

高野岩三郎

北島多一

栗本庸勝

矢作榮藏

西崎弘太郎

潮惠之輔

横手千代之助

一、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル件

特別委員長
委員

伯爵

柳澤保惠

磐瀬雄一

高野岩三郎

瀬川昌世

北島多一

佐伯矩

唐澤光徳

三宅秀

潮惠之輔

横手千代之助

龜田豊治朗

古瀬安俊

第三章 議事

第一節 會議ノ回数

一、伊藤幹事ヨリ昭和四年四月一日以降ニ於ケル委員ノ異動ニツキ報告

議 事

一、第一號議案東京市ニ於ケル乳兒調査ニ關スル件ヲ議題トシ三宅特別委員長ヨリ別項要旨ノ通り報告アリ之ニ對シ永井委員ヨリ質問アリ氏原技師之ニ答ヘ次デ林委員ヨリ本件調査ノ勞ヲ謝スルト共ニ即決可決ノ動議ヲ提出シ尙希望トシテ今後小兒死亡ニ關スル對策ニツキ當局ニ於テ講究アリタキコトヲ附加シ永井委員ヨリ婦人ノ勞働ト妊産育兒トノ間ニハ密接ナル關係アルヲ以テ今後ハカカル點ヲ一層正確ニ調査アリタシトノ希望アリ裁決ノ結果滿場一致ニテ可決確定

一、次デ第二號議案都市衛生狀態改善ニ關スル件ヲ附議シ柳澤特別委員長差支ノタメ栗本委員代リテ別項要旨ノ通り報告アリ永井委員ヨリ塵芥箱ヲ厨芥用、雜芥用ノ二種ニ區別スルハ固ヨリ望マシキモ一般民衆ニ之ガ利用ニ對スル用意アリト認ムルヤトノ質問ニ對シ栗本委員ヨリ衛生法規ハ指導法規タルノ一面ヲ發揮シ一般民衆ヲ漸次之ガ利用ニ馴致セシムルヤウ致シタシトノ答辯アリ他ニ質問モ意見モナク可決確定

一、以上ニテ調査會提案ノ兩議題ハ審議ヲ終了セルガ更ニ北島委員ヨリ左ノ如キ提案アリ栗本、永井、赤木各委員ノ賛成アリテ該案ヲ可決ス

民族衛生ニ關スル特別委員設置ノ件

國民保健上民族衛生ニ關スル施設ノ重要ナルコトハ歐米ノ事例ニ見ルモ明カデアリマスガ、我當局ニ於カレマシテモ既ニ其ノ點ニ注目サレ曩ニ内務大臣ハ日本醫師會ニ對シ民族衛生ノ改善ニ關スル意見ヲ徵セラレ吾々ハ其ノ答申ヲ致シマシタ、近頃人口問題ヤ産兒調節等ノ問題モ世論ニ上ルニ至リマシタガ、要スルニ國運ノ消長ハ國民ノ健否如何ニカカル所極メテ大ナルハ勿論デアリマス、即チ國民ノ量ト質トノ問題、殊ニ質ノ改善ト云フコトハ、今後大ニ考究スベキ點デアラウト信ジマス、之ト關聯シ民族素質上ニ不良ノ影響ヲ與フル諸般ノ事情ヲ刈除スルコトモ亦緊要デアリマス、之等ノ點ニ付キ充分ノ調査研究ヲ行フ爲メ本會ニ民族衛生ニ關スル特別委員會ヲ設置サレンコトヲ提案致シタイト存ジマス、何卒各位ノ御賛成ヲ希望致シマス。

一、次ニ横手委員ヨリ左ノ提案アリ、矢作委員我が國ノ農村ト歐米ノ農村トヲ比較シテ相違セル點ヲ指摘シ特ニ我が農村改善ニツキ調査ノ必要ヲ力説シテ赤木委員ト共ニ賛成ノ意ヲ表シ滿場一致提案通り可決シ右兩案トモ特別委員ハ追テ會長ヨリ指名ノコトニ決シ午前十一時五十分散會

農村衛生狀態改善ニ關スル特別委員會設置ノ件

私ハ農村衛生ノコトニ就テ一寸申上ゲ度イト思ヒマス。

從來本會ノ決議ニ基キ内務省及内務省指導ノ下ニ全國的ニ行ハレマシタ農村衛生實地調査ノ成績ハ昨年五月配布ニナリマシタ詳細ナル報告書ニヨリ大體我が國ノ農村衛生ノ状態ガ樂觀スベカラザル保健状態デアルトハ既ニ各位モ御承知ノコトト存ジマス、尙調査ノ結果ニ見ルト我が國ノ農村衛生上改善ヲ要スベキ幾多ノ事項ガアルヨウニ思ハレマスノデ此ノ際本會ニ於テ是等ノ對策ニ就キ更ニ講究審議シ適切ナル方策ヲ確立スルコトハ極メテ重要ナコトデアリ且ツ農村振興上カラ見ルモ我が國トシテハ最モ緊要ナ事項ノ一ツデアルト考ヘマス就テハ此ノ際本會ニ農村衛生改善ニ關スル特別委員會ヲ設ケラレンコトヲ提案シ各位ノ御賛成ヲ得テ之ガ成立ヲ願ヒタイト存ジマス。

東京市ニ於ケル乳兒調査ニ關スル特別委員長報告

東京市ノ乳兒ニ關スル調査ハ大正十年六月二十二日ニ開カレマシタ保健衛生調査會總會ニ於テ特別委員ニ附託セラレタモノデアリマス。

特別委員ニ於キマシテハ同年七月四日カラ三回(七月四日、七月六日、七月十一日)ニ亘リ委員會ヲ開キマシテ審議致シマシタル結果豫メ被調査者ニ配付スル調査趣旨書ノ作成及調査項目ヲ決定致シマシタ右ノ調査項目ハ産婦及初生兒保育狀況ニ關スルモノ十六項目、乳兒死亡ニ關スルモノ十七項目デア

リマシタ。

次イデ當局ニ於テハ此ノ調査ニ從事スベキ職員十名ヲ任命サレマシテ約一ヶ月間調査上必要ナル基礎的智識ヲ養フ爲メニ事務講習ヲ行ヒマシタ而シテ實地調査ノ執行ニ關シマシテハ便宜上其ノ調査員ヲ警視廳ニ委託シ直接ノ指揮監督ヲサレ同年(大正十年)十二月一日カラ本所、赤坂、日本橋ノ三區ヲ選定シ各届出順位ニヨリ出生ニ就キマシテハ十人ニ付一人、乳兒死亡ニ就キマシテハ五人ニ付一人ヲ調査スルトイフ即チ抜取調査ノ方法ヲ用キマシテ調査ヲ行ツタノデアリマス然ルニ偶々大正十二年ノ大震火災ニ逢ヒ不幸ニシテ約二ケ年間ノ調査ノ結果タル調査票全部ヲ焼失シテ了ヒマシタ然ルニ調査員中右調査票ニ關スル手控ヲ所持シテ居タ者ガアリマシタノデ其ノ手控ニ依リマシテ確實ニシテ間違ナキモノノミヲ複製セシメ出生ニ付キマシテハ一千五百四十二枚、乳兒死亡ニ付テハ二千二百四十四枚ノ調査票ヲ作成スル事ガ出來マシタ此ノ復活シ得タ調査票ハ兩者共ニ各區ノ出生及乳兒死亡(大正九年ノ數)ノ實際數ト對照シ、其ノ數ニ於テ殆ンド相近似セル數ノ率ヲ示シテキマスノデ、之ヲ統計トシ相當價値アルモノト認メラレマシタノデ旁々之ヲ取り纏メマシタラ出生及乳兒死亡ニ關シ參考トナルベキモノヲ得ラル可シト思ハレマシタノデ統計様式ヲ決定シ(昭和二年七月五日委員會)衛生局ニ於テ此ノ様式ニ依リ調査票ヲ集計致シマシテ乳兒死亡ニ關スル統計表十八表、初生兒及産婦ニ關スル統計表十七表ヲ作成致シマシタ之ヲ委員會(昭和三年五月三十一日)ニ於テ審議致シマシタ結果大體

此ノ統計表ヲ承認致シマシタガ更ニ委員中ニ之等諸表ノ事項ヲ互ニ組ミ合セテ統計ヲ作ルトキハ尙一層參考トナル可キ成績ヲ得ラル可シトイフ提案ガアリ龜田委員及本事業ニ初メヨリ主トシテ携ハラレシ衛生局氏原技師トニ於テ更ニ研究調製スルヤウ決定サレ、ソレニ基キ當局ニ於テ製表セラレマシタノガ乳兒死亡率、乳兒死亡、出生及産婦ニ關スル調査表二十六表、乳兒死亡ニ關スル調査表二十三表デアリマシテ之ハ昭和三年十月二十四日ノ委員會ニ於テ審議ノ結果其ノ全部ヲ承認致サレ本日ノ第一號議案トシテ御手許ニアリマスモノガ即チソレデアリマス。

第一號議案ノ中乳兒死亡率、乳兒死亡、出生及産婦ニ關スル調査表ノ内容ハ乳兒死亡率ニ關スルモノ八表、乳兒死亡ノ日齡月齡ニ關スルモノ二表、乳兒ノ死亡シタ家又ハ出産ノアツタ家ノ疊數ニ關スルモノ三表、嫡出子ノ出生數ニ關スルモノ一表、産婦ノ就業關係ニ關スルモノ四表、産婦ノ陣痛ニ關スルモノ四表、分娩當時ノ狀況ニ關スルモノ四表デアリマス。

尙右ノ内乳兒死亡率ニ關スルモノハ大正九年及大正十四年ニ於ケル日本橋、赤坂、本所三區ノ出生及乳兒死亡數ヲ保健調査會ニ於テ調査致シマシタル出生及乳兒死亡ニ關スル諸事項ノ割合ニ按分シテ各種ノ率ヲ算出シタモノデアリマス蓋シ保健調査會ニ於テ調査致シマシタル出生及乳兒死亡ハ前述ノ通り大體大正十一年カラ翌十二年ニ亘ルモノデアリマスルガ故ニ其ノ調査ノ結果タル諸事項ノ割合ヲ基トシテ各區ノ出生、乳兒死亡數ヲ其レニ按分スルニハ大正十一年分及ヒ大正十二年分ノ各區ノ出生、乳

兒死亡數ヲ選ブノガ當然デアリマス然シナガラ大正十年乃至大正十二年ノ各區ノ乳兒死亡ハ關東大震災ノ爲不明デアリマシタ又大正十三年分ハ判明シテ居リマシタガ乳兒死亡ノ割合ガ常態ヲ失シテ居ルト思ハレマスルノデ已ムヲ得ズ前記ノ年以外ニ於テ保健調査會調査ノ年ニ近キ大正九年及大正十四年ヲ選ンダ次第デアリマス又議案中ノ乳兒死亡ニ關スル調査表ノ内容ハ生母ノ職業ニ關スルモノ一表、乳兒ノ死亡原因ニ關スルモノ一表、榮養ノ種類ト飲用月數ニ關スルモノ四表、榮養ノ種類ト養育ノ場所等ニ關スルモノ四表、榮養ノ種類ト死亡ノ月トニ關スルモノ四表、分娩ノ關係ト乳兒死亡ニ關スルモノ一表、醫療關係ト發病ヨリ死亡ニ至ル期間及死因ニ關スルモノ四表、醫療期間ニ關スルモノ四表デアリマス。

以上ハ本調査ノ經過及ビ本案ノ内容ノ概要デアリマスガ、右ノ事情ニテ殆ンド九年ノ長キ日子ヲ費シ、此ノ間正式ノ特別委員會ヲ開クコト前後七回、尙ホ屢必要ナル打合會等ヲ開キ遂ニ此ノ結果ヲ得タノデアリマス素ヨリ完璧ヲ期スル能ハズト雖モ、都市上中下ノ生活狀況ニ於ケル妊産婦及乳兒保健上未ダ類例少ナキ參考資料ヲ供給シタノデアリマスカラ將來ノ施設上一點ノ光明ヲ與フルコトヲ得ルナランカト信ジマス這般ノ事情御諒察ノ上各位ノ御承認ヲ仰ギ度イト存ズルノデアリマス。

第一號議案

茲ニ御附託相成候東京市ニ於ケル乳兒調査ニ關スル件ニ就テハ審議ノ結果別紙ノ通り調査完了仕リ

候ニ付此段及答申候也

昭和三年十月二十四日

東京市ニ於ケル乳兒調査ニ關スル

特別委員長 三宅秀

保健衛生調査會長 望月圭介殿

乳兒死亡率、乳兒死亡、出生及産婦ニ關スル調査表

目次 (各調査表省略)

- 一、出生ノ順位ト乳兒死亡率 (大正九年)
- 二、同 上 (大正十四年)
- 三、父ノ年齢ト乳兒死亡率
- 四、母ノ年齢ト乳兒死亡率
- 五、生家ノ納税關係ト乳兒死亡率
- 六、住居ノ衛生狀況ト乳兒死亡率
- 七、住居ノ周圍ノ衛生狀況ト乳兒死亡率

八、住居ノ疊數ト乳兒死亡率

九、乳兒死亡ノ日齡月齡別 (其一各區別)

一〇、同 上 (其二東京市、人口十萬以上ノ市、全國)

一一、乳兒死亡ノアリタル家ノ一人當リ疊數調

一二、出生アリタル家ノ一人當リ疊數調

一三、各區居住者一人平均ノ疊數調

一四、本所、赤坂、日本橋各區ノ嫡出子出生數

一五、分娩前ノ業務(又ハ仕事)從事關係 (其一 本所區)

一六、同 上 (其二 赤坂區)

一七、同 上 (其三 日本橋區)

一八、同 上 (其四 合計)

一九、初發陳痛ヨリ胎兒娩出迄ノ時間 (其一 本所區)

二〇、同 上 (其二 赤坂區)

二一、同 上 (其三 日本橋區)

二二、同 上 (其四 合計)

- 二三、分娩當時ノ狀況別 (其一 本所區)
- 二四、同 上 (其二 赤坂區)
- 二五、同 上 (其三 日本橋區)
- 二六、同 上 (其四 合計)

乳兒死亡ニ關スル調査表

目次 (各調査表省略)

- 一、生母ノ職業別乳兒死亡
- 二、死亡原因別乳兒死亡
- 三、榮養ノ種類及飲用月數別乳兒死亡 (其一 本所區)
- 四、同 上 (其二 赤坂區)
- 五、同 上 (其三 日本橋區)
- 六、同 上 (其四 合計)
- 七、榮養ノ種類、養育ノ場所及身分別乳兒死亡 (其一 本所區)
- 八、同 上 (其二 赤坂區)

- 九、同 上 (其三 日本橋區)
- 一〇、同 上 (其四 合計)
- 一一、榮養ノ種類及死亡ノ月別乳兒死亡 (其一 本所區)
- 一二、同 上 (其二 赤坂區)
- 一三、同 上 (其三 日本橋區)
- 一四、同 上 (其四 合計)
- 一五、分娩關係別乳兒死亡
- 一六、醫療關係、發病ヨリ死亡ノ期間及死因別乳兒死亡 (其一 本所區)
- 一七、同 上 (其二 赤坂區)
- 一八、同 上 (其三 日本橋區)
- 一九、同 上 (其四 合計)
- 二〇、醫療期間別乳兒死亡 (其一 本所區)
- 二一、同 上 (其二 赤坂區)
- 二二、同 上 (其三 日本橋區)
- 二三、同 上 (其四 合計)

都市衛生状態改善ニ關スル特別委員長報告

都市衛生状態ノ改善ニ關スル件ニ就キマシテハ大正十年六月二十二日開會ノ保健衛生調査會總會ニ於テ特別委員ヲ擧ゲテ調査ヲ進ムルコトノ議ガ可決セラレ間モナク高野、北島、矢作、横手、野田ノ各委員及本員ガ該特別委員トナリ其ノ後更ニ柳澤、潮、西崎、守屋ノ各委員モ同様之ニ加ハラレマシタガ高野委員ハ遠方ニ居ラルル關係上便宜在京ノ委員ニ於テ調査ヲ進ムルコトトナリマシテ之ガタメ特別委員會ヲ開會スルコト前後十八回ニ及ンデ居リマス、其ノ間或ハ都市衛生ニ關スル理論及實際ニツキ専門家ヤ實際家ノ意見ヲ聽キ或ハ地方ノ當局者ヤ大日本醫師會ノ改善意見ヲ徵シ或ハ都市衛生施設ノ實際ニツキ視察致シマスル等慎重審議ヲ重ネテ參リマシタガ都市衛生ノ問題ハ其ノ關係スル所極メテ多方面デ之ガ改善ニ關スル方策モ亦多岐ニ亘リマスルノテ都市衛生ノ全般ニ亘リ之ガ改善策ヲ樹テマスルコトハナカナカ容易ノ業デ御座イマセン依テ特別委員會ニ於テハ順次都市衛生ノ各部門ニ涉ツテ其ノ改善方策ノ研究調査ヲ進ムル事トシ差向キ先ヅ其ノ一方策トシテ都市衛生法規タル汚物掃除法、同施行規則竝ニ之ト關聯スル範圍内ニ於ケル下水道法ヲ改正スルコトノ急務ナルヲ認メマシテ之ニツキ審議ヲ遂ゲ客年十二月ニ至リ成案ヲ得マシタ、今日御手許ニ配布シテアル第二號議案ガ即チソレデアリマス。

改正ノ理由ハ汚物掃除法モ下水道法モ共ニ明治三十三年ニ制定セラレテ以來既ニ三十一箇年間ヲ經過シテ居リマスルガ未ダ一回ノ改正モ施サレタコトハ御座イマセン、之ヲ時代ノ推移ニ應ジ都市衛生状態ノ現状ニ適合スルヤウニ改正セントスルモノデアリマス、其ノ要旨ヲ申上ゲマスルト汚物掃除法ニアリテハ(別項汚物掃除法改正要領ニヨリ説明)デアリマス、次ニ下水道法ノ改正要旨ハ(別項下水道法改正要領ニヨリ説明)デ御座イマス、汚物掃除法施行規則ハ公布以來前後三回ニ亘リ一部改正ガアリマシタガ今回ノ改正ハ上述ノ汚物掃除法ノ改正ニ伴フ部分ト共ニ本規則ノ完璧ヲ期スルタメ必要ナル部分ノ改正ヲ行ハントスルモノデアリマシテソノ要旨ハ(別項汚物掃除法施行規則中改正要領ニヨリ説明)デ御座イマス、右ノ經過ヲ申述ベ各位ノ御承認ヲ願ヒタウ存ジマス。

汚物掃除改正要領

一、第四條ノ二

汚物處理ニ關スル施設ニハ相當多額ノ經費ヲ要スルヲ以テ大多數ノ都市ニ在リテハ財政ノ關係上之カ施設不充分ニシテ衛生上遺憾少カラサル現況ニ在リ汚物掃除法ニ於テハ一般汚物ノ處分ハ市ノ義務ト爲セルニ拘ハラステニ尿尿處分ハ施行規則ニ依リ當分ノ間例外トシテ必スシモ市ノ義務ニ屬セサルコトト爲セルヲ以テ衛生上一層遺憾ノ點多シ依テ尿尿處分ニ關シテモ此ノ例外的取扱ヲ廢シ

般汚物處分ト同様原則トシテ市ノ義務タラシムルト共ニ汚物處分ニ關シテハ適當ノ財源ヲ賦與セン
カ爲メ市ヲシテ之カ處分ニツキ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ徵收シ得ル途ヲ開カント
スルモノナリ。

二、第五條

現行法ニ於テハ地方長官ハ掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲メ必要ナル吏員ヲ市ニ置カシムルコ
トヲ得ルコトトシ之ニ基キ地方命令ヲ以テ監視吏員ノ定員、給料額等ヲ定メツツアルモ右ハ寧ロ地
方長官ノ命令ニ據ルコトナク市一般事務ニ於ケルト同様市ヲシテ適宜必要ナル吏員ヲ置カシムルヲ
妥當ト認ムルニヨル。

汚物掃除法施行規則中改正要領

第三條中 現在ノ塵芥ノ容器ハ各義務者ニ於テ之ヲ設備スルコトトナリ居ル爲其ノ搬出能率ニ於テ支
障少カラス依テ必要ニ應シ市ニ於テ一定ノ容器ヲ設備セシムルト共ニ他方容器ヲ厨芥用及雜芥用ニ
區別セシメ塵芥處理ノ能率上遺憾ナカラシメントス

第四條中 尿尿ノ放流ハ從來單ニ公共溝渠ニ於テノミ之ヲ禁シタルニ止マリ且水槽便所ニ關シテハ特
別ノ規定ナカリシヲ以テ取締上支障少カラス依テ公共溝渠ノミナラス河川、池沼其ノ他一般公共ノ

用ニ供スル水面ニモ尿尿ノ放流ヲ禁止スルト共ニ水槽便所ニ關シテハ地方長官ノ許可ヲ受ケシメン
トス

第五條中 從來市ノ行フ塵芥處理ハ可成之ヲ燒却スルノ程度ナリシモ今後ハ必ス之ヲ燒却セシムルコ
トトシ唯特別ノ事由ニ依リ他ノ處理方法ニ依ル場合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケシメントス

尙市ノ搬出スル汚物中尿尿モ含ム様改正セルタメ戸口稠密ナル地區ニ關シ毎日一回各戸ヨリ搬出ス
ル汚物ハ之ヲ塵芥ニ改メントス

第六條中 市ノ築造スル公共溝渠ニハ今後可成之ニ覆蓋ヲ設ケシメントス

第八條中 汚物掃除法ノ改正ニ依リ汚物處理ニ關スル手数料及使用料ヲ徵收スルノ途ヲ開カレタルヲ
以テ左記事項ニツキ之ヲ徵收セシメントス

- (一) 尿尿ノ汲取運搬ニ關スル手数料
- (二) 塵芥容器ニ關スル使用料

第十一條中 汚物掃除法ノ改正ニ依リ掃除監視ハ市自ラニ一般吏員ト同様市制ニ據ル有給吏員トシテ之
ヲ置カシムルコトトナリタル爲其ノ職務章程ノミナラス組織、權限、定員等ニ付テモ市自ラ之ヲ定
メシメントス

第十七條中 從來ノ罰則ハ其ノ刑輕キニ過クルノミナラス其ノ處罰スベキ事項モ單ニ公共溝渠ニ關ス

ルノミナリシヲ以テ尿尿ニ關スル違反者ニ對シテハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留料料ノ刑ヲ課スルト共ニ塵芥ニ關シテハ公共溝渠ノミナラス河川、池沼其ノ他一般公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ之ヲ投棄シタルモノヲモ拘留料料ニ處セムトス

第二十一條中 從來ハ郡村ニ接近シタル地區及廣大ナル土地ニ付キテノミ之ヲ市ノ一般義務ヨリ除外シ廣大ナル建物ヲ所有セル者又ハ業態上多量ニ汚物ヲ生スル者等ニ對シテハ尙市ニ於テ之カ掃除義務ヲ負ヘルヲ以テ今後之等ニ關シテモ特例ヲ設ケシメントス

第二十二條中 尿尿ハ立法當時有價物タル状態ニ在リタルタメ從來掃除義務者ヲシテ之ヲ處分セシムルヲ原則トセルモ現在都市ノ發達ト其ノ經濟事情ノ變遷ニ因リ各自ニ之ヲ處分セシムルハ極メテ困難トスル所ナルノミナラス衛生的見地ヨリスルモ遺憾ノ點少カラサルヲ以テ今後市ヲシテ之ヲ處分セシムルヲ原則トシ唯特別ノ事由アル場合ニ限り之カ特例ヲ認メムトス

第二十五條中 從來東京府ニ在リテハ東京市及八王子市ニ於テノミ地方長官ノ職務ヲ警視總監及東京府知事ニ之ヲ行ハシメタルモ近時隣接町村ノ準用ヲ受クルモノ漸ク多キヲ加フルニ至リタルヲ以テ前二市以外ニ就キテモ同様ニ取扱ハシメントス

下水道法改正要領

下水道ハ市街ノ清潔保持施設ノ根幹ヲ爲スモノナルモ未タ完全ナル下水道ノ築造セラレタルモノ極メテ少ナク之カ普及遅々トシテ進マサルノ現況ニ在リ之レ築造ニ要スル工費及之カ維持費ノ財源乏シキニ因ルモノナルヲ以テ築造費ニ付テハ之カ爲著シク利益ヲ受クル者ヨリ費用ノ一部ヲ負擔セシメ又維持費ニ付テハ下水道利用者ヨリ使用料徴收ノ途ヲ開キ以テ下水道ノ普及ヲ促進セシメントス

第一號議案

壘ニ御附託相成候都市衛生状態改善ニ關スル件ニ就テハ審議ノ結果其ノ改善ノ方策多岐ニ涉ルモノアルヘキモ差向キ別紙ニ基キ汚物掃除法、汚物掃除法施行規則竝ニ下水道法ヲ改正スルヲ以テ適切ナル一方策ト認ム

右及答申候也

昭和四年十二月十七日

都市衛生状態改善ニ關スル

特別委員長

伯爵

柳

澤

保

惠

保健衛生調査會長

安

達

謙

藏殿

汚物掃除法中左ノ通改正ス

第四條ノ二 市ハ汚物處分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ

得

第五條 市ハ汚物掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲必要ナル吏員ヲ置クヘシ

附 則

本法ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

明治三十三年^{三月七日}法律第三十一號汚物掃除法抄録

第五條 地方長官ハ掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲必要ナル吏員ヲ市ニ置カシムルコトヲ得
汚物掃除法施行規則中左ノ通改正ス

第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ市ニ於テ必要アリト認メタルトキハ一定ノ容器ヲ設備シ義務者ヲシテ之ニ塵芥ヲ蒐集セシムル
コトヲ得

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ容器ヲ厨芥用及雜芥用ニ區別セシムルコトヲ得
第四條ノ二 尿尿ハ公共溝渠、下水道<sup>(市街地建築物法適用區
域内ノ下水道ヲ除ク)</sup>又ハ河川、運河、池沼等公共ノ用ニ供スル

水面ニ放流セシムルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可シタル汚物處理槽ヲ通過シタルモノハ此ノ限ニ

在ラス

第五條第一項中「可成」ヲ削リ左ノ但書ヲ加ヘ同條第二項中「汚物」ヲ「塵芥」ニ改ム

但シ特別ノ事由ニ依リ他ノ方法ヲ以テ處理スル場合ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

公共溝渠ニハ可成覆蓋ヲ設クヘシ

第八條ノ二 汚物掃除法第四條ノ二ニ依リ徵收シ得ヘキ手数料及使用料左ノ如シ

一 尿尿ノ汲取、運搬ニ關スル手数料

二 塵芥容器ニ關スル使用料

前項ノ手数料又ハ使用料ノ徵收ニ付テハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第十一條中「掃除監視吏員」ノ下ニ「組織、權限、定員及」ヲ加フ

第十七條 第四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十七條ノ二 左ニ掲クル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 公共溝渠、下水道又ハ河川、運河、池沼、道路、公園等公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ塵芥
ヲ投棄シタル者

二 公共溝渠又ハ下水道ニ土石ヲ投棄シタル者

第二十一條中「郡村ニ接近シタル地區ノ義務者又ハ廣大ナル土理ヲ占有スル義務者」ヲ「戶口稀薄ナル地域ノ義務者廣大ナル土地若ハ建物ヲ占有スル義務者又ハ業態上多量ニ汚物ヲ生スル義務者」ニ改ム

第二十二條 地方長官特別ノ事由アリト認ムルトキハ第五條ノ規定ニ拘ハラヌ當分ノ内掃除義務者ヲシテ尿尿ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條中「東京市及八王子市」ヲ「東京府」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

明治三十三年^{三月八日}内務省令^{第五號}汚物掃除法施行規則抄錄

第三條第一項

掃除義務者ハ覆蓋アル容器ヲ備ヘ掃除シタル塵芥ヲ其ノ容器ニ蒐集スヘシ

第五條第一項及第二項

市ハ掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ヲ一定ノ場所ニ運搬シ塵芥ハ可成之ヲ燒却スヘシ
戶口稠密ナル地區ニ關シテハ市ハ毎日一回各戶ヨリ汚物ヲ搬出スヘシ

第十一條 市ハ掃除監視吏員ノ職務章程ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第十七條 公共溝渠ニ塵芥土石ヲ投棄シタル者又ハ尿尿ヲ注流シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十一條 地方長官ハ郡村ニ接近シタル地區ノ義務者又ハ廣大ナル土地ヲ占有スル義務者ノ掃除シタル汚物ノ處分ニ關シ第三條及第五條ニ拘ラヌ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 尿尿ニハ當分ノ内第五條ノ規定ヲ適用セス掃除義務者ニ於テ之ヲ處分スヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ市ヲシテ處分セシムヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ處分方法ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ

明治三十三年内務省令第六號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

明治三十三年三月九日内務省令第六號ハ掃除監視吏員ノ組織權限ハ件ナリ

下水道法改正案

第七條ノ二 下水道ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ市ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受

クル限度ニ於テ下水道ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
市ニ於テ前項ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ金額及負擔方法ヲ定ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受
クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第一項ノ規定ニ依ル費用ノ負擔ニ關シテハ市制第三百三十條第一項第三項第五項及第六項ノ規定ヲ準
用ス

第七條ノ三 市ハ下水道ヲ利用スル者ヨリ使用料ヲ徵收スルコトヲ得

第四節 特別委員會議事大要

一、都市衛生狀態改善ニ關スル特別委員會

第十一回

（第一回—第十回昭和二年度中開會
第十一回 昭和三年度中開會）

昭和四年四月八日午後一時四十分ヨリ内務省會議室ニテ開會

出席者 委員長 柳澤伯爵

栗本、西崎、横手、矢作各委員

山田衛生局長、伊藤幹事、氏原、南崎兩技師

議事ノ經過

委員長

本日ハ都市衛生狀態ノ改善ニ關シ今後如何ナル事項ニツキ調査スヘキカニツキ意見ヲ述ヘラレタシ
栗本委員

汚物掃除法ハ明治三十三年三月ノ制定ニ係ルモノナレハ之ヲ改正スル必要アリト認め、當局ニ於テ
改正原案ヲ作り委員會ニ於テ審議致シ度シ尙本法ハ制定後改正セラレタルコトアリ

伊藤幹事（保健課長）

法ハ改正シタルコトナシ、施行規則ハ改正シタルコトアリ

山田局長

改正ヲ要スト認ムル點ヲ具體的ニ審議セラレタシ

栗本委員

法第五條ノ規定ヲ各市就中、東京市ニ適用スルヤウ致シ度

山田局長

尿尿ノ處分義務ヲ命スルト共ニ其ノ處分ノ方法ヲモ共ニ命スルヤウニ致シタシ

横手委員

各市一定ノ処分方法ヲ命スル事ハ困難ナルヘシ

山田局長

余ハ其ノ方法アリト思考ス

矢作委員

石坂農學士カ株式会社組織ヲ以テ經營セントスル乾燥肥料會社ノ乾燥方法ニ付キ目下帝國農會ニ於テ調査中ナリ該方法ハ經濟的且ツ衛生的トノ事ナレハ參考ノ爲申シ述フ

山田局長

都市ニ於ケル尿尿ノ処分ハ下水道ニ由ルヲ可トスルモ其ノ施設ナキ都市ニ在リテハ改良便所ヲ擴大シタル尿尿溜ノ如キヲ設置シタシ

伊藤幹事

原則トシテ市ニ尿尿処分義務ヲ負ハセ其ノ処分方法ハ地方長官ヨリ命スルコトトシテハ如何

山田局長

處分義務ハ法律ヲ以テ命シ処分ノ方法ハ内務大臣ニ於テ命スルカ宜シカラシ

横手委員

局長ノ説明セラレタル処分方法ニ大體異議ナシ

次回ハ本月十三日(土曜日)ニ開催シ東京市及市外ニ於ケル塵芥、尿尿及下水処分ノ實況ニツキ聽取スルコトトシ午後三時散會

第十三回

昭和四年四月十三日午後一時五十分ヨリ内務省會議室ニテ開會

出席者 委員長 柳澤伯爵

栗本、横手、矢作、北島各委員

山田衛生局長、伊藤幹事

氏原、南崎、野邊地各技師

東京市並同隣接町村ニ於ケル塵芥及尿尿処分ノ現況並汚物掃除法改正意見ニツキ東京市ノ分ハ同市保健局清掃課長代理ヨリ隣接町村ノ分ハ警視廳衛生課長ヨリ大要左記ノ通り聽取シ午後三時三十分散會

東京市ノ部

一、塵芥 東京市一日ノ塵芥排出量二十二三萬貫此ノ大量ノ塵芥ハ從來深川、洲崎埋立地ニテ自然燒